

平成28年4月1日

申請者各位

### 都市計画法に基づく開発許可等申請に係る窓口業務の対応について

平成26年9月定例県議会において、「県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守に関する請願」が提出され、同年10月7日に採択されました。

この請願を踏まえ、法令遵守の観点から、都市計画法に基づく開発許可申請等の受付に際し、窓口来庁者の本人確認、代理人申請の場合は委任状の確認をさせていただくことになりましたので、御協力をお願いします。

#### 【お願いする内容】

- 1 申請者（申請者が法人の場合は（1）法人の代表者（2）法人の役員及び従業員、申請者が個人の場合は（1）本人（2）本人の家族及び同人が経営する個人事業の従業員）以外の方が申請に来られる場合は、委任状（様式例は別紙のとおり）を添付するようお願いいたします。

上記の対応により、原則として、申請受付時に来庁された方の本人確認をさせていただきますので、御了承願います。

#### 《本人確認を行う場合の書類（例示）》

運転免許証、健康保険証、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、行政書士証票など官公庁や公的機関が発行している資格者証、申請者の従業員にあつては当該申請者が発行する身分証明書等

- 2 各申請書等の余白に、来庁された方の氏名及び連絡先を記載（追記）願います。
- 3 来庁された方が行政書士の資格を有する場合は、登録番号についても記載（追記）願います。

#### 【実施時期】 平成28年5月2日から

※ 同日以降1年間(平成29年5月1日まで)は周知期間とし、代理人申請時に委任状がなくても、申請書は受け付けます。(後日、委任状を提出願います。)

周知期間経過後は、代理人申請時に委任状がない場合は、原則として申請書等を受け付けませんので、御留意願います。

○行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、刑事罰が科される場合があります。

問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課開発第一係、開発第二係

電話：092-643-3715

FAX：092-643-3716